

身障者特集
1.2.3.4面

本報

まえはし

11月15日

昭和49年(1974年)

第560号 発行・前橋市役所／編集・総務部秘書課／毎月1日・15日／昭和35年7月14日第3種郵便物認可(1部15円)



として保存しておいてください いつかまた お役にたつことと思います

からだの不自由な人たちに
暖かい愛の手を

身体障害者福祉モデル都市・前橋



身障福祉シンボルマーク

明るい光の中へ——敷島公園バラ園で、車椅子の子どもたちと。

からだの不自由な人たちのための環境づくりを、地域ぐるみですすめよう——と、昭和四十八年から厚生省が提唱して「身体障害者福祉モデル都市」が指定されています。四十八年度は高崎・仙台・京都・下関・北九州・別府の六都市、四十九年度は前橋・いわき・大宮・平塚・松本・静岡・岐阜・岡崎・四日市・西宮・和歌山・岡山・宮崎・新潟・甲府・奈良の十七市が指定され、それぞれの施策がすすめられています。身体障害者の福祉については、近年その重要性が叫ばれ、国や地方公共団体で、いろいろな福祉対策が講じられています。身体障害者のみなさんが日常生活の中で、一歩外へ踏み出そうとしたとき、現在の都市構造は、道路にしても、公園にしても、公衆便所も、デパートや商店街も、そして公共交通でも、こうしたからだの自由な人たちが歩きやすく、使いやすいようには、できていません。

こうしたことから、本市では今年度一億九千八十万円の予算を組み、まず、公共交通施設の改善と整備に取り組み、さらに改善の輪をひろげ、からだの不自由な人がたが少しでも生活しやすい街づくりをしていくことにしています。さらに、これらのかたがたの福祉面でも、できる限りの施策をすすめ、あわせて身体障害者に対する一般市民の理解を深めることをめざしています。

同じ人間として、心と心がかよいあう市民運動——これが「モデル都市」推進のねがいです。

広報紙でも、以下四ページにわたって「身障者特集」を掲載、みんなへの理解を深めていたことにしています。市民のみなさん、こそって、愛のご協力とご理解をおねがいいたします。

身障者のみなさまへの 福祉施策 (2)



目の不自由な人たちに待たれている点字広報まえしばし

市内にある 身体障害者 福祉施設

●肢体不自由者更生施設

□群馬県立身体障害者更生相談所=実施主体は群馬県。肢体不自由者を収容または通所させ、更生に必要な治療や訓練を行っています。国領町二丁目21-20。定員は30人です。

●内部障害者更生施設

□桂荘=社会福祉法人群馬県三友会が実施主体。心臓、じん臓、呼吸器の機能障害者収容または通所させ、医学的管理のもとに更生指導訓練を行う施設で、上泉町2、753番地にあります。定員は60人。

●在宅障害児簡易母子通園教室

□たんぽぼ学園=前橋市肢体不自由児父母の会、前橋市手つなぐ親の会が実施主体となり、低年齢の肢体不自由、精神薄弱の児童を母や保護者と一緒に通わせて、克服訓練や生活指導を行なっている施設で、江木町1231番地にあります。定員は13人、精薄17人です。

相談や指導・判定 のための—— 相談所 あんない

□身体障害者更生相談所

身体障害の人たちのために、医学・心理学、職能的判断と、補装具の使い方や適合判定を行っています。場所は国領町二丁目21-22。県立身体障害者福祉センター内の群馬県身体障害者更生相談所(電話32局6611)です。

診断日と相談日は、医学診断では、整參外科が毎週火曜と水曜日(午後1時~3時)金曜日(午前10時~正午)内科が毎週金曜日(午後1時~3時)耳鼻科が毎週水曜日(午前10時~正午)眼科が毎週金曜日(午後1時~3時)精神科が毎月第三金曜日(午後1時~3時)となっています。

相談業務は、心理職能判定、職業、生活、結婚、その他の相談で日曜日を除く毎日午前9時から午後4時まで行っています。

□児童相談所

児童に関するいろいろな問題、たとえば医学的、心理的、教育や精神衛生上の問題や判定、児童の一時的保護、委託、訪問指導などを行なうところです。

本市内では、群馬県中央児童相談所(下小出町690、電話31局5381)で、これらの業務を担当しています。

□身体障害者相談員

身体障害者やその家族のかたがたの指導、助言、一般の人たちへの援護思想の普及などを担当していただく相談員のみなさんを委嘱いろいろと活動しています。お名まえは、田中栄次郎(千代田町一丁目・視覚)新井精孝(城東町二丁目・聴覚)天田精二(岩神町二丁目・戦傷・肢体)佐々木洋之(本町三丁目・肢体)宮田米男(六供町・肢体)大沢清(下阿内町・肢体)八木原釜多利(上沖町・肢体)阿久津京一(総社町・肢体)木村正男(日輪寺町・肢体)丸山利房(駒形町・肢体)鹿沼一己(荒子町・肢体)さんの11人が担当しています。

身体障害者家庭奉仕員の派遣
重い身体障害の人のいる家庭で低所得のため家族がその障害者の介護ができないーーといふ家庭へ食事の世話、洗濯、掃除などの身の回りの世話をしたり、相談や助言をするための家庭奉仕員を派遣しています。身障者の状況によつて少くとも週二回派遣、現在市では三人の奉仕員がこれに当っています。

盲人用の点字広報を発行
重い身体障害者家庭奉仕員の派遣



自動車購入費の貸付
重い身体障害者家庭奉仕員の派遣



からだの不自由な人たちの家庭を巡回奉仕のホームヘルパー

自動車購入費の貸付
重い身体障害者家庭奉仕員の派遣

国鉄運賃の割引
重い身体障害者家庭奉仕員の派遣

バス運賃の割引
重い身体障害者家庭奉仕員の派遣

身体障害者家庭奉仕員の派遣
重い身体障害の人のいる家庭で低所得のため家族がその障害者の介護ができないーーといふ家庭へ食事の世話、洗濯、掃除などの身の回りの世話をしたり、相談や助言をするための家庭奉仕員を派遣しています。市では現在二人の奉仕員がこれに当っています。

身体障害者の雇用の促進

補装具の交付

更生医療制度

自動車運転免許の取得

税法上の特典

自動車改造費の助成

身体障害者手帳の交付

放送受信料の減免

身体障害者手帳の交付

うに動かすことのできない障害のある部分を補い、日常の生活をしやすくするために必要な用具の交付と修理を行っています。これらの用具を「補装具」といっていますが、たとえ肢体不自由の人たちは義手、義足、装具車いす、歩行車、收容器、歩行補助ステッキなどがあります。自らの不自由な人たちは、盲人安全見え、義眼、眼鏡、点字図などです。耳の不自由な人は補聴器、ことばの不自由な人は人口喉頭などがあります。これらを受けるときは、福祉事務所に定められた申請書を出し、補装具交付券(修理)をもら指定の業者から交付を受けたたくなります。

重い身体障害者のなかがたの日常生活を改善するため、身障者用の浴槽、湯沸器、便器、電動タブリタ、サウンド・マスターなどを給付したり、特殊寝台を貸したりするものです。

重い身体障害者のなかがたがたの日常生活を改善するため、身障者用の浴槽、湯沸器、便器、電動タブリタ、サウンド・マスターなどを給付したり、特殊寝台を貸したりするものです。

重い身体障害者のみなさんが負つてゐる生活上、稼得上のハンデキヤリの改修費の一部を助成するものであります。改修費の二分の一で二万五千円以内となっています。申請は市役所へ。

重い身体障害者のみなさんが負つてゐる生活上、稼得上のハンデキヤリの改修費の一部を助成するものであります。改修費の二分の一で二万五千円以内となっています。申請は市役所へ。

重い身体障害者のみなさんが負つてゐる生活上、稼得上のハンデキヤリの改修費の一部を助成するものであります。改修費の二分の一で二万五千円以内となっています。申請は市役所へ。

重い身体障害者のみなさんが負つてゐる生活上、稼得上のハンデキヤリの改修費の一部を助成するものであります。改修費の二分の一で二万五千円以内となっています。申請は市役所へ。

重い身体障害者のみなさんが負つてゐる生活上、稼得上のハンデキヤリの改修費の一部を助成するものであります。改修費の二分の一で二万五千円以内となっています。申請は市役所へ。

